袋井市原子力災害広域避難計画

令和２年３月策定
令和６年３月修正

袋井市

目　次

頁

1　総則　1
（1）目的
（2）発電所の概要
（3）想定する災害
（4）原子力災害対策重点区域

2　避難等の判断基準と実施　4
（1）避難等の判断基準
（2）避難単位
（3）避難等の実施体制
（4）避難等に係る広報

3　避難先　10
（1）避難先確保の方針
（2）自治会毎の避難先
（3）避難先確認の手順

4　避難の基本的な流れ　13
（1）主な避難経路
（2）避難手段
（3）一時集合場所
（4）避難退域検査及び簡易除染
（5）避難経由所
（6）避難所

5　安定ヨウ素剤の配布・服用　15

6　要配慮者等の避難等　16
（1）病院及び有床診療所の入院患者の避難等
（2）社会福祉施設(入所型)の入所者の避難等
（3）社会福祉施設（通所施設）の利用者等の避難等（サービス提供時)
（4）在宅の要配慮者の避難等
（5）学校等の避難等
（6）一時滞在者（観光客等）への対応
（7）外国人への配慮

７　今後の検討課題　19
（１）今後、避難計画へ反映していく課題
（２）関連する計画、マニュアル等に関する課題

８　別表・別図　20

９　参考資料（要配慮者施設一覧）　34

１　総則

（１）目的

本計画は、袋井市地域防災計画原子力災害対策編第２章第８節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

・原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること
・住民等の被ばくを可能な限り回避、低減し、安全を確保すること
・平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること

を目的とする。

本計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係を別図１に示す。

以下、袋井市地域防災計画原子力災害対策編を「市防災計画」、中部電力株式会社浜岡原子力発電所を「発電所」、中部電力株式会社を「事業者」、避難、一時移転及び屋内退避を「避難等」という。

（２）発電所の概要

・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561
・現況：表１のとおり

表１　浜岡原子力発電所の現況（令和５年４月１日現在）

区　　分	１　号　機	２　号　機	３　号　機	４　号　機	５　号　機	計
運転状況	廃止措置中		施設定期検査中（平成 22 年 11 月 29 日～）	施設定期検査中（平成 24 年 1 月 25 日～）	施設定期検査中（平成 24 年 3 月 22 日～）	
定格電気出力	54 万 kW	84 万 kW	110 万 kW	113.7 万 kW	138 万 kW	
営業運転開始日	昭和 51 年 3 月 17 日	昭和 53 年 11 月 29 日	昭和 62 年 8 月 28 日	平成 5 年 9 月 3 日	平成 17 年 1 月 18 日	
使用済燃料プール貯蔵容量	0 体	0 体	3,134 体	3,120 体	3,696 体	計 9,950 体
使用済燃料保管体数※	0 体	0 体	2,060 体 (764 体)	1,977 体 (764 体)	2,505 体 (872 体)	計 8,942 体
運転終了日	平成 21 年 1 月 30 日					

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数（外数）。合計 8,964 体（うち使用済 6,564 体）。１体とは燃料集合体の数であり１体の燃料集合体には 60～74 本の燃料棒が含まれる。

（３）想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、県防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

（４）原子力災害対策重点区域

県防災計画において、原子力災害対策重点区域（ＰＡＺ、ＵＰＺ）を、発電所から５㎞及び31㎞を目安に定めている。区域の種類及び範囲は表２及び図１のとおり。

なお、本計画の対象は、市の全域である。

表２　浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

区域の種類	区域の範囲
ＰＡＺ （予防的防護措置を準備する区域）	御前崎市の全域 牧之原市の一部
ＵＰＺ （緊急時防護措置を準備する区域）	牧之原市のＰＡＺの範囲を除く全域 菊川市の全域 掛川市の全域 吉田町の全域 **袋井市の全域** 焼津市の全域 藤枝市の一部 島田市の一部 森町の一部 磐田市の一部

図１　原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）

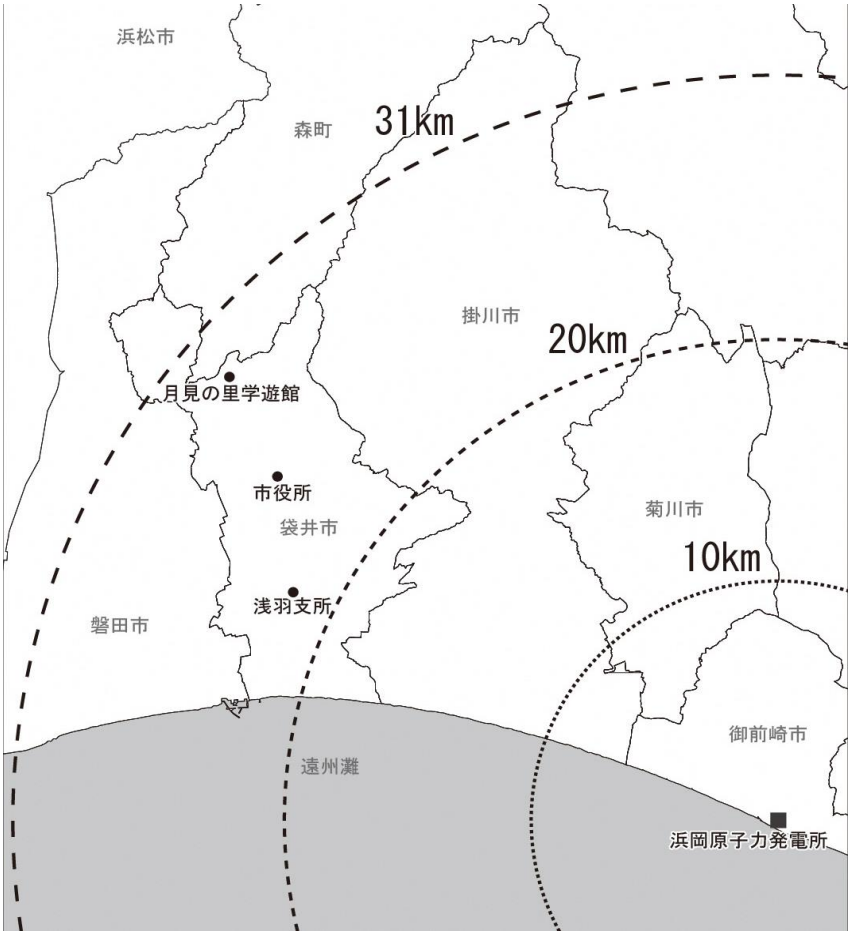

表３　距離別の人口（令和５年４月１日現在）

市町名	PAZ 圏内	PAZ ＋ UPZ 圏内			11 市町総人口
	概ね 0～5km	概ね 0～10km	概ね 0～20km	概ね 0～31km	
御前崎市	30,547	30,547	30,547	30,547	30,547
牧之原市	11,977	15,834	43,238	43,238	43,238
掛川市	—	8,914	53,885	115,589	115,589
菊川市	—	8,602	47,582	47,582	47,582
吉田町	—	—	27,797	29,217	29,217
袋井市	—	—	5,874	88,278	88,278
島田市	—	—	5,368	96,130	96,130
磐田市	—	—	—	167,375	167,375
焼津市	—	—	—	136,623	136,623
藤枝市	—	—	—	141,857	141,857
森町	—	—	—	17,340	17,340
合計	42,524	63,897	214,291	913,776	913,776

２　避難等の判断基準と実施

（１）避難等の判断基準

避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、令和４年７月６日一部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、避難元市町、事業者等が連携し実施する。避難等の判断基準とその内容は表４のとおりである。

表４　避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容

判断基準		避難等の内容	
		ＰＡＺ	ＵＰＺ
ＥＡＬ※1に基づく避難等	警戒事態 例）震度６弱以上の地震	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	－
	施設敷地緊急事態 （特定事象通報時（原災法※3 10 条）） 例）全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要避難者※4の避難実施 住民等※5の避難準備	住民等の屋内退避準備
	全面緊急事態 （原子力緊急事態宣言発令時（原災法 15 条）） 例）原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の避難実施	住民等の屋内退避
ＯＩＬ※2に基づく避難等	ＯＩＬ１ 500μSv/h 超過 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率（１時間値）※6）	－	基準に該当した区域の住民等の避難（数時間内を目途に区域を特定し、速やかに（１日を目安）避難を実施）
	ＯＩＬ２ 20μSv/h 超過 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率（１時間値）※6）	－	基準に該当した区域の住民等の一時移転（１日以内を目途に区域を特定し、１週間程度内に一時移転を実施）

※１　ＥＡＬ（Emergency Action Level）：原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※２　ＯＩＬ（Operational Intervention Level）：空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

※３　原災法：原子力災害対策特別措置法

※４　施設敷地緊急事態要避難者：要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等

※５　住民等：当該区域の住民及び通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人

※６　ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

ア　全面緊急事態となった場合、ＰＡＺにおいて避難、ＵＰＺにおいて屋内退避を実施する。

イ　事態が進展し放射性物質が放出された場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、ＵＰＺにおいては、屋内退避を継続し、政府原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果とＯＩＬに基づき、避難又は一時移転の範囲を特定し、指示があった場合に実施する。

ウ　緊急時モニタリングは、政府原子力災害対策本部（施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）の統括の下、国、県、事業者及び関係機関等の要員により構成される緊急時モニタリングセンターが、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画、同実施要領（静岡県、平成 27 年 10 月策定）に基づき、国が緊急時モニタリング実施計画を策定した後は、当該実施計画に基づき、実施する。

（２）避難単位

国がＯＩＬに基づき、避難又は一時移転を実施する範囲を迅速に決定し、県及び市が円滑な避難又は一時移転を実施するため、避難単位を図２及び表５のとおり定める。

図２　避難単位（番号は避難単位番号）

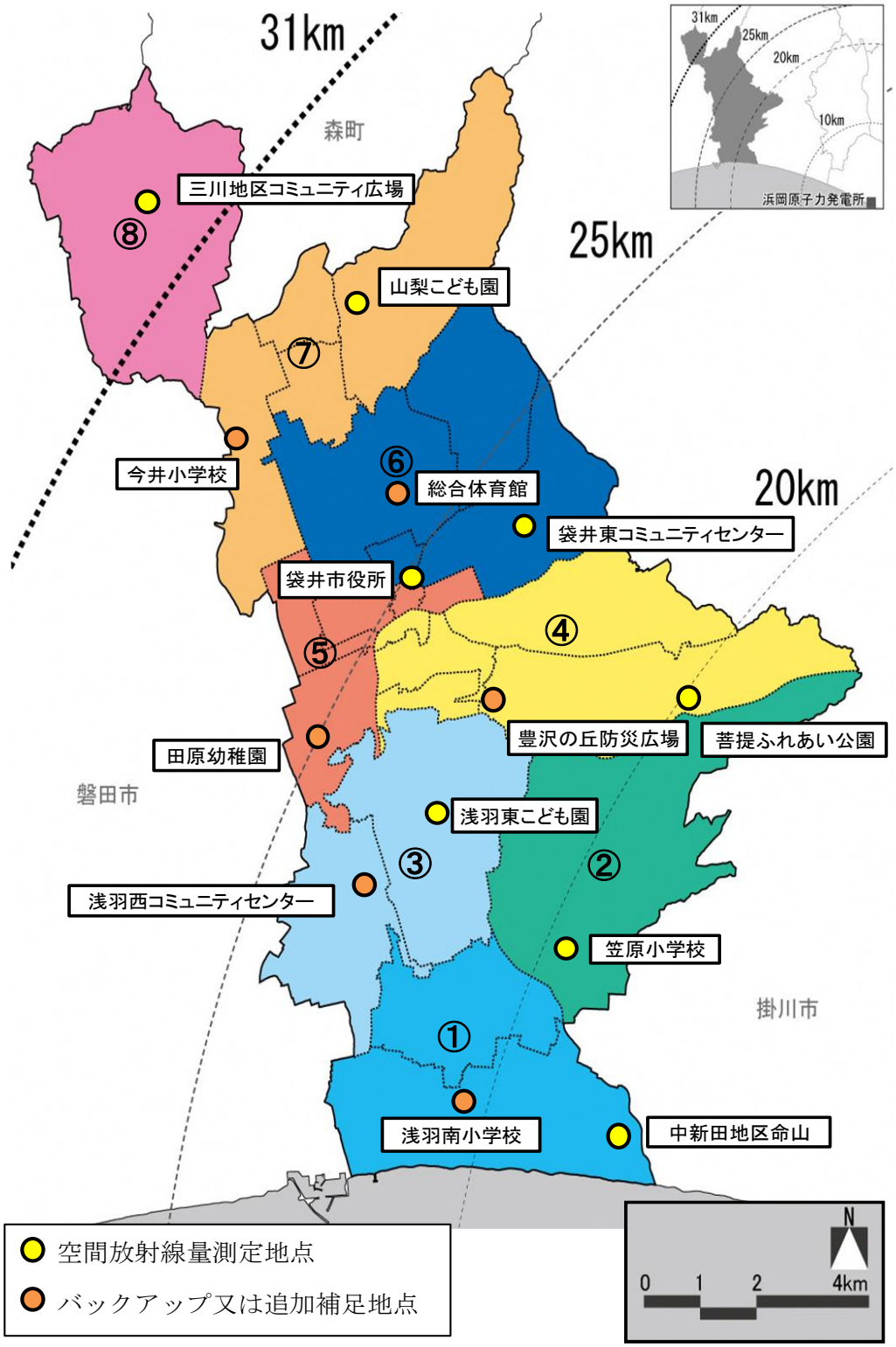

表５　市の避難単位及び空間放射線量率測定地点

避難単位	自治会連合会	自治会名	空間放射線量率測定候補地点
①	浅羽南	中新田・大野・東同笠・西同笠・太郎助・湊東・湊中・湊西	A　中新田地区命山 B　浅羽南小学校
	浅羽東	新堀・梅山・松原・初越	
②	笠　原	五十岡・西区・上区・東区・下区・南区・三沢・三輪・柏木	A　笠原小学校
③	浅羽北	諸井・浅羽・浅羽山の手・浅羽南・浅名・豊住	A　浅羽東こども園 B　浅羽西コミュニティセンター
	浅羽西	長溝・浅岡上・浅岡下・中・風の街・浅羽一色・富里上・富里中・富里下・西ケ崎	
④	豊　沢	神長南・神長中・神長北・宝野・大通・菩提・法多	A　菩提ふれあい公園 B　豊沢の丘防災広場
	愛　野	上石野・祢宜弥・下石野・山田川・寺前・小野田	
	高　南	柳原・南町・青木町第１・青木町第２・小川町・清水町・砂本町・高尾台	
	高　尾	掛之上・田端・下地・三門町・大門一丁目・大門二丁目・大門三丁目・大門五丁目	
	駅　前	西通・東通・栄町・睦町	
⑤	方　丈	方丈東・方丈中・方丈南・方丈西・方丈北	A　袋井市役所 B　田原幼稚園
	袋　井	新町・本町・永楽町	
	川　井	川井東・川井中・川井西第１・川井西第２	
	袋井西	木原・土橋・西田	
	田　原	上新池・下新池・松袋井・彦島	
⑥	袋井東一	上貫名・下貫名・新屋・久津部西・久津部東・名栗北原川・不入斗・菅ケ谷・久津部北	A　袋井東コミュニティセンター B　袋井市総合体育館
	袋井東二	村松下・村松上・村松西	
	袋井北	鷲巣上・鷲巣下・可睡・北町・上久能・中久能・下久能・天神町・堀越上・堀越中・堀越一丁目・堀越二丁目・堀越三丁目・堀越五丁目・山科上・山科下	
	袋井北四町	田町・泉町・葵町・旭町	

避難単位	自治会連合会	自治会名	空間放射線量率測定候補地点
⑦	宇　刈	春岡・可睡の杜南・可睡の杜北・一色・宇刈三沢・馬ケ谷・中村・大日	A　山梨こども園 B　今井小学校
	上山梨	上町・中町・下町・月見町・入古・金屋敷・沖山梨	
	下山梨	下山梨上・下山梨下・平宇	
	今　井	深見北・深見南・深見東・太田・太田東・太田西・延久・横井・徳光・小山	
⑧	三　川	見取・大谷・友永・萱間・川会・山田	A　三川地区コミュニティ広場

※　A：空間放射線量測定地点
　　B：A地点のバックアップ又は追加補足地点

（３）避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図２に示す。

ア　政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、静岡県及び袋井市に指示をする。

イ　原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、静岡県、避難元市町、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を静岡県及び避難元市町に伝達するとともに、静岡県及び避難元市町からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

ウ　静岡県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

静岡県庁又は県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先である静岡県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

エ　市原子力災害対策（警戒）本部

市の庁舎に設置され、市長を本部長とし、全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、住民への指示、避難誘導等を行う。

（４）避難等に係る広報

ア　住民等への情報伝達活動

・袋井市は、国及び静岡県と連携し、原子力災害は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する情報提供、広報を行うものとする。

・袋井市は、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

・袋井市は、国及び静岡県と連携し、原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター内）に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について静岡県原子力災害対策本部、静岡県原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

イ　住民等への情報伝達方法

・袋井市は、周辺住民のニーズを十分把握するとともに、国及び静岡県と連携し、原子力災害の状況（事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

・袋井市は、情報伝達に当たって、同報無線放送、デジタル防災無線、衛生電話、メローネット、緊急速報メール、ホームページ、広報車、自治会の連絡体制等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

ウ　住民等からの問い合わせに対する対応

袋井市は、国及び静岡県、関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、情報のニーズを見極めたうえで、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

３　避難先

（１）避難先確保の方針

ア　全市域を避難計画の対象とし、あらかじめ避難先の市町を定める。

イ　発電所の単独災害及び大規模地震等との複合災害も考慮し、予め避難先の市町を定める。

ウ　避難所への避難者の割り振りについては、自治会単位を基本とし、地域性の確保を図る。

【ＰＡＺの県内の避難先及び協議をしている県】

避難方向	避難元市	避難先１（原子力災害が単独で発生した場合等）	避難先２（大規模地震等複合災害時などで避難先１に避難できない場合）
西方	御前崎市	静岡県内（浜松市）	長野県（松本地域、北安曇地域、長野地域、北信地域）
東方	牧之原市（ＰＡＺ）	山梨県（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町）	長野県（佐久地域、上小地域）

【ＵＰＺの県内の避難先及び協議をしている都県】

避難方向	避難元市町	避難先１（原子力災害が単独で発生した場合等）	避難先２（大規模地震等複合災害時などで避難先１に避難できない場合）
西方	菊川市	静岡県内（浜松市、湖西市） 愛知県（豊橋市、田原市）	富山県（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市）
	掛川市	愛知県（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田市、みよし市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊川市、蒲郡市）	富山県（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村）
	袋井市	**三重県（全 29 市町）**	**福井県（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）**
	磐田市	岐阜県（全 42 市町村）	石川県（金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町）
	森　町	静岡県内（森町内）	静岡県内（森町内）

避難方向	避難元市町	避難先１ （原子力災害が単独で発生した場合等）	避難先２ （大規模地震等複合災害時などで避難先１に避難できない場合）
東方	島田市	静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	東京都 特別区 市町村（島しょ部を除く）
	藤枝市	神奈川県（全 33 市町村）	埼玉県（全 63 市町村）
	焼津市	静岡県内（三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市）	
	吉田町	静岡県内（静岡市、富士宮市）	群馬県（前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市）
	牧之原市（ＵＰＺ）	山梨県（甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南部町）	群馬県（高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町）

※協議をしている都県、市区町村は、都県を通して協議している市区町村を含んでいる。

（２）自治会毎の避難先

全面緊急事態となった場合、住民等の屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出され、ＯＩＬに基づき政府原子力災害対策本部が、避難又は一時移転の範囲（避難の単位）を特定し指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難又は一時移転を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、避難先を別表１のとおり定める。

（３）避難先確認の手順

避難又は一時移転の際には、静岡県が、避難先１の三重県に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

大規模地震等により、避難先１の三重県及び三重県 29 市町が災害対策本部を設置するなど、避難者の受入れが困難な場合には、避難先２の福井県に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

なお、三重県・福井県とも受入れが困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入れ支援調整を要請する。

図３　避難先確認の手順

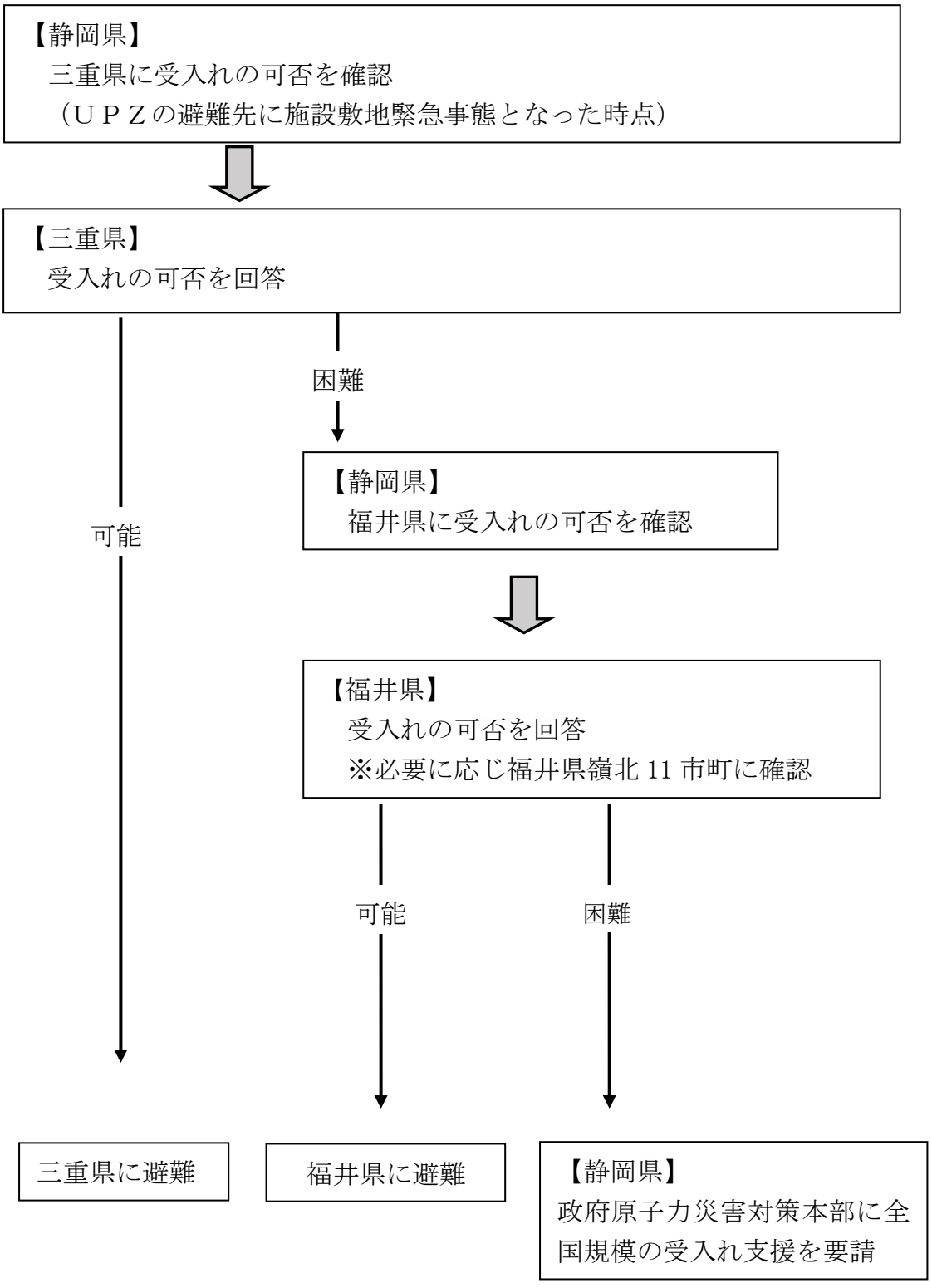
【静岡県】
三重県に受入れの可否を確認
（ＵＰＺの避難先に施設敷地緊急事態となった時点）
【三重県】
受入れの可否を回答
困難
可能
【静岡県】
福井県に受入れの可否を確認
【福井県】
受入れの可否を回答
※必要に応じ福井県嶺北 11 市町に確認
可能
困難
三重県に避難
福井県に避難
【静岡県】
政府原子力災害対策本部に全国規模の受入れ支援を要請

４　避難の基本的な流れ

（１）主な避難経路

自宅から避難先への主な避難経路は、別表２の経路が想定される。避難又は一時移転の際には、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、静岡県が関係機関と調整の上、決定する。

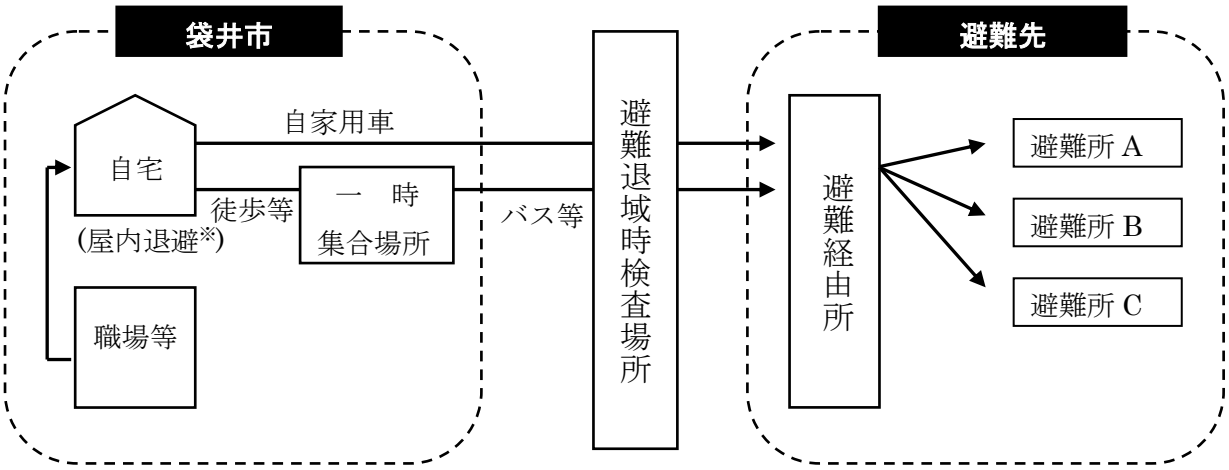

※　原則として、全面緊急事態の時点で自宅に戻り屋内退避をする。

（２）避難手段

ア　主な避難手段

避難手段は、原則として自家用車とする。この場合は、世帯単位で乗り合わせるなどにより、渋滞緩和に努める。

自家用車避難が困難な住民等は、一時集合場所から、バス等の避難手段により避難又は一時移転を行う。

イ　避難手段の確保

静岡県及び袋井市は、国の支援を受け、バス協会等の輸送関係機関や事業者と協議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所等必要な箇所へ手配する。

バス等で避難又は一時移転が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

（３）一時集合場所

一時集合場所は、別表２のとおりとする。

（４）避難退域時検査及び簡易除染

ア　検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県がＵＰＺ境界周辺の県内で実施することとし、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、

避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

検査場所の候補箇所として、ＵＰＺの東方及び西方の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。現時点の候補箇所は表７のとおり。

表７ 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補個所

避難方向	避難経路	候補箇所
西方	東名高速道路	遠州豊田ＰＡ、三方原ＰＡ、浜名湖ＳＡ、航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路	遠州森町ＰＡ、浜松ＳＡ
	国道１号	（調整中）
	国道 150 号	竜洋海洋公園
	県道	（調整中）
	森町内	町内公共施設
東方	東名高速道路	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ
	新東名高速道路	藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ
	国道１号	うぐいすＰＡ、県工業技術研究所
	国道 150 号	（調整中）
	川根本町内	町内公共施設

イ　実施方法

静岡県は、事業者、関係機関（自衛隊・警察・電力事業者等）の協力の下、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（内閣府（原子力防災担当）原子力規制庁、令和４年９月 28 日）に準拠し、車両用ゲートモニタ、ＧＭサーベイメータ、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（ＯＩＬ４）を超えた場合には、簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書を発行する。

（５）避難経由所

避難者が避難する際に、第一目的地となり、且つ、避難者に避難所を案内する場所として、別表１のとおり避難経由所を設置する。

避難経由所では、検査済証検査及び避難者の避難所の割振り及び案内等を行う。

運営については、初動時は、主に避難先県及び市町、電力事業者等が開設運営するが、静岡県及び袋井市は、職員派遣及び運営について、できる限りの協力をするものとする。

（６）避難所

ア　住民の避難所の割振りについては、コミュニティに配慮し、自治会等を単位に割振りを行う

イ　避難所の運営は自然災害と同様に、避難者等で運営することを基本とする。なお、初動時は、主に避難先市町が開設準備及び運営補助・支援を行うが、順次、袋井市に引き継ぐものとする。

参考：避難先に示している留意点

静岡県は、避難先の県内市町、周辺都県・市町村に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

① 避難所は、原則、避難先市町が指定する避難所とする。

② 原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。

③ 避難者の受入れ期間は、原則１ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。

④ 避難所開設等の避難所運営の初動対応（３日間程度を目安）は避難先市町で対応するものとし、できる限り速やかに袋井市に引き継ぐものとする。

⑤ 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行うものとする。

⑥ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり３m^2（有効面積）を目安とする。

⑦ 食料や資機材については、原則、静岡県・袋井市で準備する（避難者が調達する、避難元市町が調達する等）こととし、避難先市町であらためて備蓄をする必要はない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、避難先市町が協力した場合、避難元で費用の負担をするものとする（災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律を活用）。

５　安定ヨウ素剤の配布・服用

全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断する。静岡県及び袋井市は、原則として国の指示に基づき、安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示するものとする。

６　要配慮者等の避難等

（１）病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）の入院患者の避難等

ア　施設及び避難等の内容

病院等は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

病院等は、表４にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

病院等は、放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難又は一時移転を実施する。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

イ　避難先の確保

病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び袋井市は、静岡県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、避難先候補病院等に受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

袋井市は、避難を実施する段階で、当該病院等へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難又は一時移転を行うものとする。

ウ　避難手段の確保

避難又は一時移転を実施する病院等は、患者搬送車等、各病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、袋井市に避難手段の確保を要請し、袋井市は県へ要請する。

静岡県及び袋井市は、国及び関係機関（自衛隊、運輸事業者等）の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な病院等へ手配するものとする。

【避難フロー（基本例）】

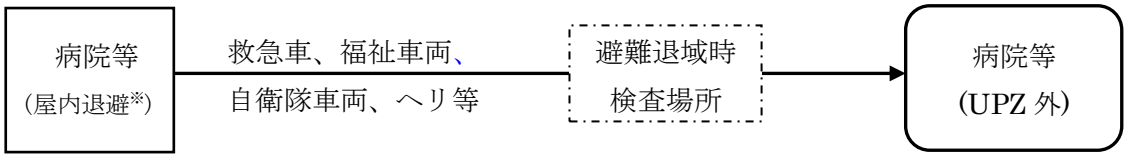

※ 避難指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

（２）社会福祉施設（入所型）（以下、「入所施設」という。）の入所者の避難等

ア　施設及び避難等の内容

入所施設は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

入所施設は、表４にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始

める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難又は一時移転を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

イ　避難先の確保

入所施設及び袋井市は、静岡県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設に受入を要請し、避難準備を整えるものとする。

袋井市は、避難を実施する段階で、当該入所施設へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難又は一時移転を行うものとする。

ウ　避難手段の確保

避難又は一時移転を実施する入所施設は、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、袋井市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

静岡県及び袋井市は、国及び関係機関(自衛隊、運輸事業者等)の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な入所施設へ手配するものとする。

【避難フロー（基本例)】

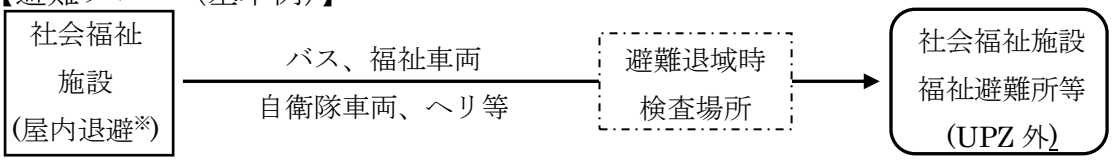

※避難指示又は一時移転の指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(３)社会福祉施設（通所施設）(以下、「通所施設」という。)の利用者等の避難等（サービス提供時)

通所施設は、表４にある警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出された時点で、利用者等が施設に残っている場合は、利用者等の状況により適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難又は一時移転を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(４)在宅の要配慮者の避難等

在宅の要配慮者は、別表１示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、静岡県及び袋井市は、必要に応じて、避難先の資機材の整備、避難手段の確保等必要な配慮を行うものとする。

（５）学校等の避難等（保育所等についてもこれに準じる。）

警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動を中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置く。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が漏洩し、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者へ引渡しは中断する。教職員は在校児童生徒と袋井市が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は、静岡県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

【学校等の避難フロー（基本例）】

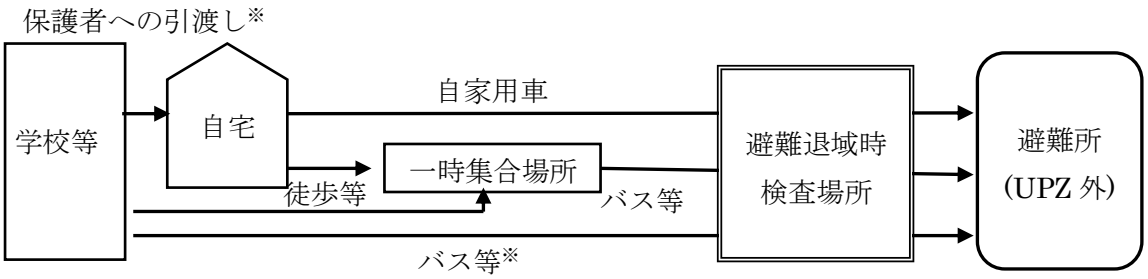

※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。

（６）一時滞在者（観光客等）への対応

ア　静岡県と袋井市は、国の支援を受け、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。

イ　静岡県と袋井市は、施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して、原子力災害対策重点区域（ＵＰＺ）外への退避を求める。

（７）外国人への配慮

袋井市は、国、静岡県と連携し、外国人に対して、発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力やホームページを活用し、適切に情報提供を行う。

7　今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、本計画への反映や関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、検討及び関係機関との協議を進めるものとする。

（１）今後、避難計画へ反映していく課題等

ア　避難退域時検査場所候補施設の決定（静岡県）

イ　避難経路の決定・手段の確保（静岡県・袋井市）

ウ　西方へ避難する市［御前崎市、菊川市、掛川市、磐田市］との調整（静岡県・市）

エ　避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策（静岡県・市）

オ　家畜・ペットの避難（袋井市）

（２）関連する計画、マニュアル等に関する取り組み

ア　避難後の体制構築（行政機能の移転［ＢＣＰ（原子力災害編）の策定］

イ　避難所の運営、物資調達・資機材の整備、駐車場の確保、メンタルヘルスケア、避難先市町の求償方法等（国・静岡県・袋井市）

ウ　安定ヨウ素剤の緊急時における効率的な配布・服用（国・静岡県・袋井市）

エ　病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援（避難先の確保、避難手段の確保、関連スタッフのメンタルケアの検討等を含む）（静岡県・市）

オ　住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進（静岡県・袋井市）

カ　防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）（国・静岡県・袋井市）

キ　外国人への周知方法、避難先での避難生活支援

８ 別表･別図

別表１－１　各自治会連合会の避難先

避難先１：三重県［原子力災害が単独で発生した場合］

避難単位	自治会連合会	避難先	避難経由所
①	浅羽南	桑名市・木曽岬町	国営木曽三川公園 カルチャービレッジ （輪中ドーム）
②	笠　原		
③	浅羽西	いなべ市・東員町	
①	浅羽東	四日市市・菰野町 朝日町・川越町	三重県広域防災拠点 （北勢拠点）
③	浅羽北		
④	豊　沢 高　南		
④	愛　野 高　尾	鈴鹿市	三重県営鈴鹿スポーツガーデン （三重交通Ｇ　スポーツの杜　鈴鹿）
	駅　前	亀山市	
⑤	川　井 方　丈	伊賀市	三重県広域防災拠点 （伊賀拠点）
	袋　井 袋井西 田　原	名張市	
⑥	袋井北 袋井北四町	津　市	三重県総合文化センター
⑦	今　井	松阪市・大台町	松阪市中部台運動公園
⑥	袋井東一		
	袋井東二	多気町・明和町	
⑦	上山梨 下山梨	伊勢市	三重県営サンアリーナ
	宇　刈	志摩市・鳥羽市 玉城町・度会町 大紀町・南伊勢町	
⑧	三　川	尾鷲市・紀北町 熊野市・御浜町 紀宝町	三重県尾鷲庁舎

避難先１　三重県（全 29 市町）

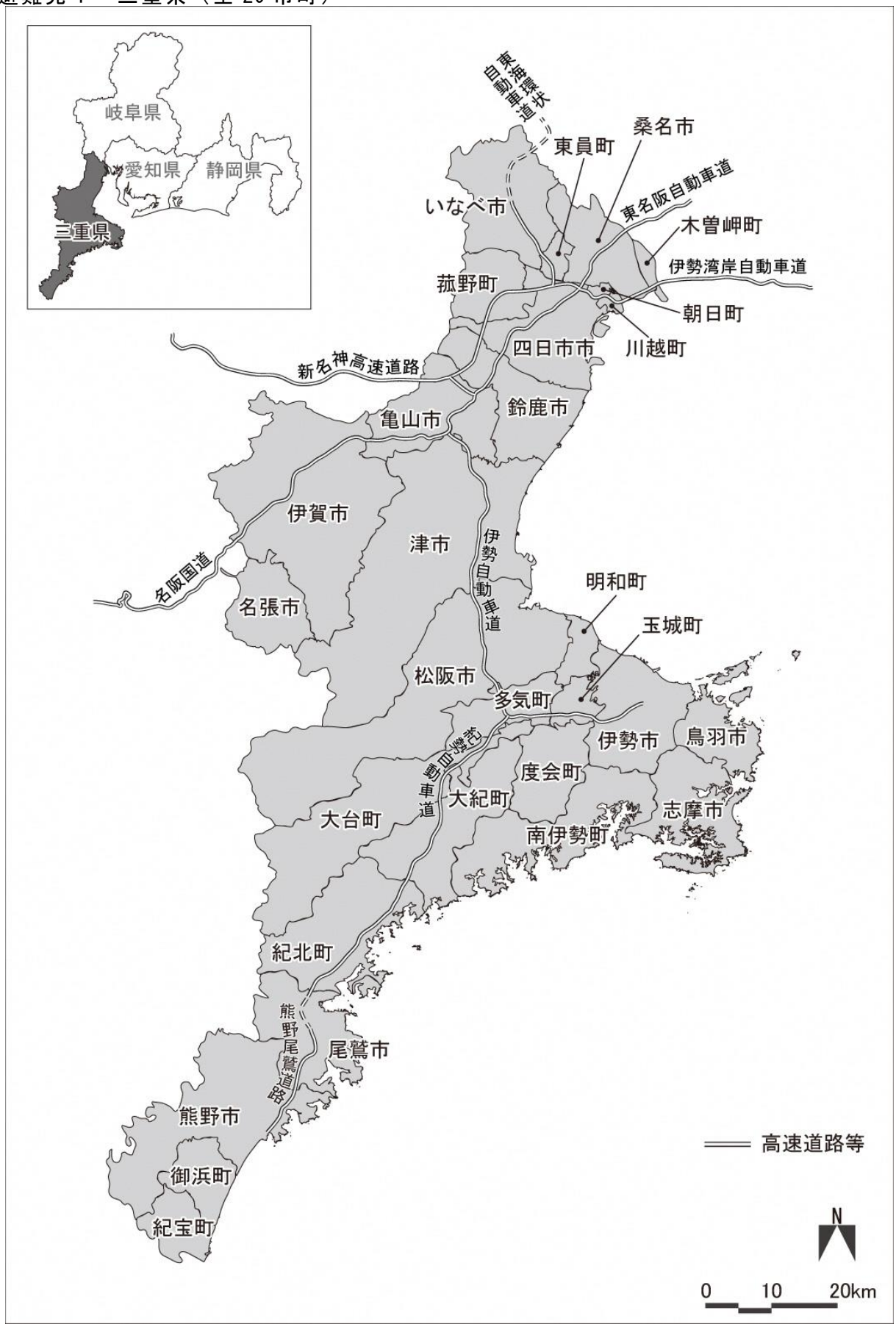

別表１-2　各自治会連合会の避難先

避難先２：福井県［大規模地震等複合災害時などで三重県内に避難できない場合］

避難単位	自治会 連合会	避難先	避難経由所
⑦	今　井	勝山市	勝山市体育館ジオアリーナ
⑧	三　川	大野市	大野市エキサイト広場 総合体育施設
⑦	宇　刈		
⑦	上山梨	あわら市	トリムパークかなづ
	下山梨	坂井市	丸岡体育館
⑥	袋井北 袋井北四町		
⑥	袋井東一 袋井東二	福井市	福井県産業会館
⑤	方　丈		
	袋　井		
	川　井		
	袋井西		
④	豊　沢 高　南		
⑤	田　原	永平寺町	永平寺緑の村 ふれあいセンター
④	愛　野	越前町	サンドーム福井
④	駅　前 高　尾	鯖江市	
②	笠　原		
①	浅羽東 浅羽南		
③	浅羽北	越前市・池田町	
③	浅羽西	南越前町	南条文化会館

避難先２　福井県（嶺北 11 市町）

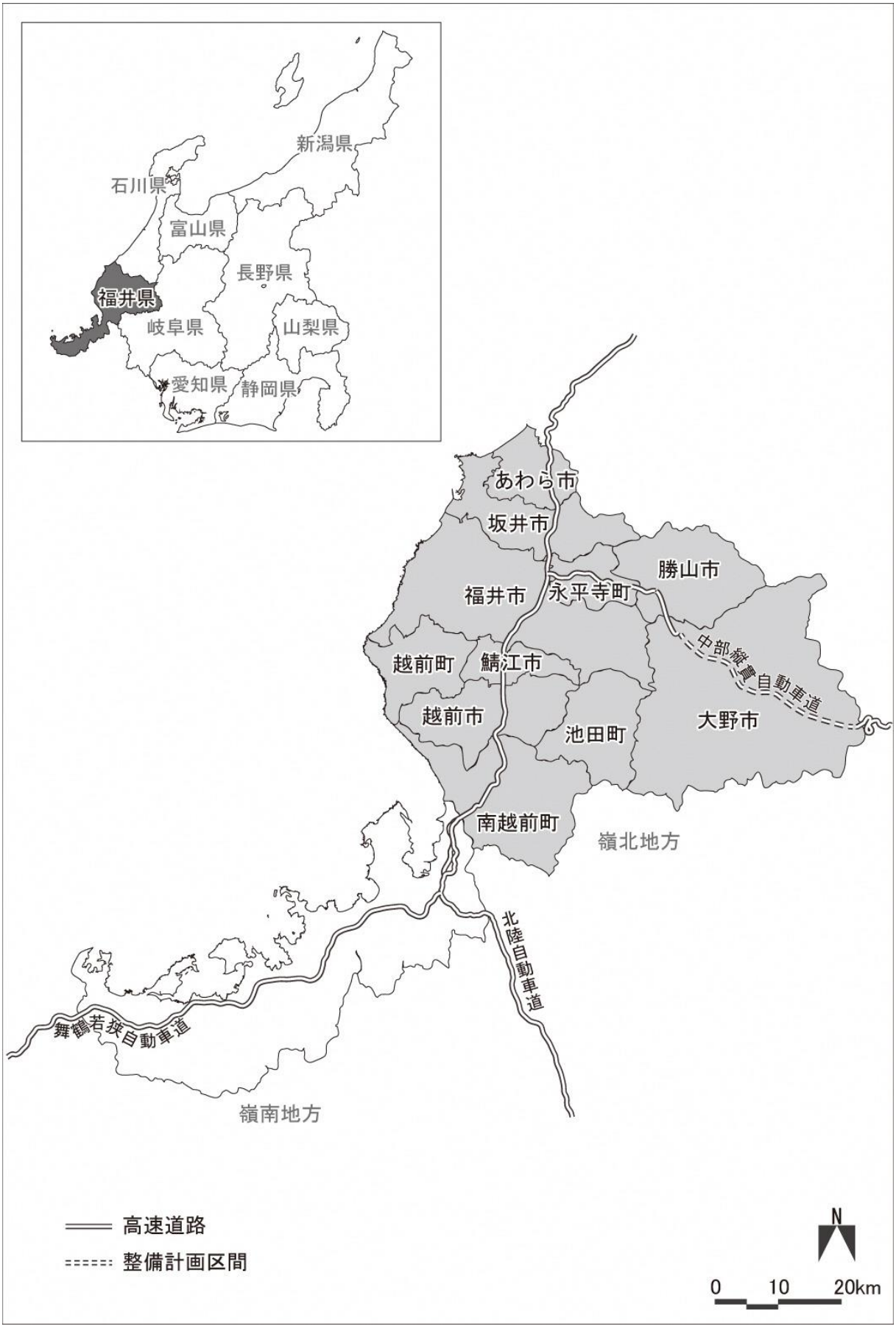

別表２

想定される避難経路

避難単位	地区名	一時集合場所 避難行動用支援者等又は自家用車による避難が困難な者	避難退域時検査場所までの経路		避難退域時検査場所及び簡易除染実施場所候補箇所	三重県内への経路	福井県内への経路
①	浅羽南	浅羽南小学校	市道東同笠油山線 (一)西同笠浅羽線 ・(主)袋井大須賀線 市道湊川井線	国道1号 国道 150 号	東名高速道路 遠州豊田 PA 三方原 PA 浜名湖 PA 航空自衛隊浜松基地 新東名名高速道路沿道･IC 周辺 遠州森町 PA 浜松 SA 国道1号 調整中 国道 150 号 竜洋海洋公園 県道 調整中 森町内 町内公共施設	避難退域時検査場所 ↓ 東名高速道路 ・ 新東名高速道路 ↓ 伊勢湾岸自動車道 ↓ 新名神高速道路 ・ 東名阪自動車道 ・ 名阪国道 ・ 伊勢自動車道 ・ 紀勢自動車道 ↓ 三重県内	避難退域時検査場所 ↓ 東名高速道路 ↓ 名神高速道路 ↓ 北陸自動車道 ↓ 福井県内
	浅羽東	浅羽東コミュニティセンター					
②	笠　原	笠原小学校	市道東同笠油山線 (主)袋井大須賀線	国道1号 国道 150 号			
③	浅羽北	浅羽東小学校、浅羽北小学校、浅羽中学校、メロープラザ	市道東同笠油山線 (主)袋井大須賀線 市道湊川井線	国道1号 東名高速道路			
	浅羽西	浅羽西コミュニティセンター					
④	豊　沢 愛　野	袋井南中学校	（一）磐田掛川線 市道東同笠油山線	国道1号 東名高速道路			避難退域時検査場所 ↓ 新東名高速道路 ↓ 東海環状自動車道 ↓ 東海北陸自動車道 ↓ 国道 158 号 ↓ 福井県内
	高　南	高南小学校、袋井体育センター、サンライフ袋井、高南コミュニティセンター	市道東同笠油山線 （主）袋井春野線 （主）袋井大須賀線 ・（主）浜北袋井線	国道1号 東名高速道路			
	高　尾 駅　前	袋井南小学校、 袋井南コミュニティセンター	（主）袋井春野線 （主）袋井大須賀線 ・（主）浜北袋井線	国道1号 東名高速道路			
⑤	方　丈 袋　井	袋井中学校	（主）袋井春野線 市道川井山梨線	国道１号 東名高速道路			
	川　井 袋井西 田　原	袋井西小学校、 袋井西コミュニティセンター	市道川井山梨線 市道湊川井線 ・（主）浜北袋井線	国道1号 東名高速道路			

避難単位	地区名	一時集合場所 避難行動用支援者等又は自家用車による避難が困難な者	避難退域時検査場所までの経路		避難退域時検査場所及び簡易除染実施場所候補箇所	三重県内への経路	福井県内への経路
⑥	袋井東一 袋井東二	袋井東小学校 袋井東コミュニティセンター	市道村松宇刈線 （主）袋井春野線	新東名高速道路 東名高速道路 国道１号	前頁と同じ	前頁と同じ	前頁と同じ
	袋井北 袋井北四町	袋井北小学校 袋井総合体育館 袋井北コミュニティセンター	（主）袋井春野線 市道 湊川井線	新東名高速道路 東名高速道路 国道１号 （主）浜北袋井線			
⑦	宇刈	山名小学校	市道村松宇刈線 （主）袋井春野線	新東名高速道路			
	上山梨	月見里学遊館 山名コミュニティセンター	（主）袋井春野線 （一）山梨一宮線	新東名高速道路 （主）浜北袋井線			
	下山梨	周南中学校					
⑧	今　井	今井小学校 今井コミュニティセンター	（主）浜北袋井線	新東名高速道路 （主）浜北袋井線			
	三　川	三川小学校 三川コミュニティセンター					

避難先１　三重県の主な避難路

避難先２　福井県の主な避難路

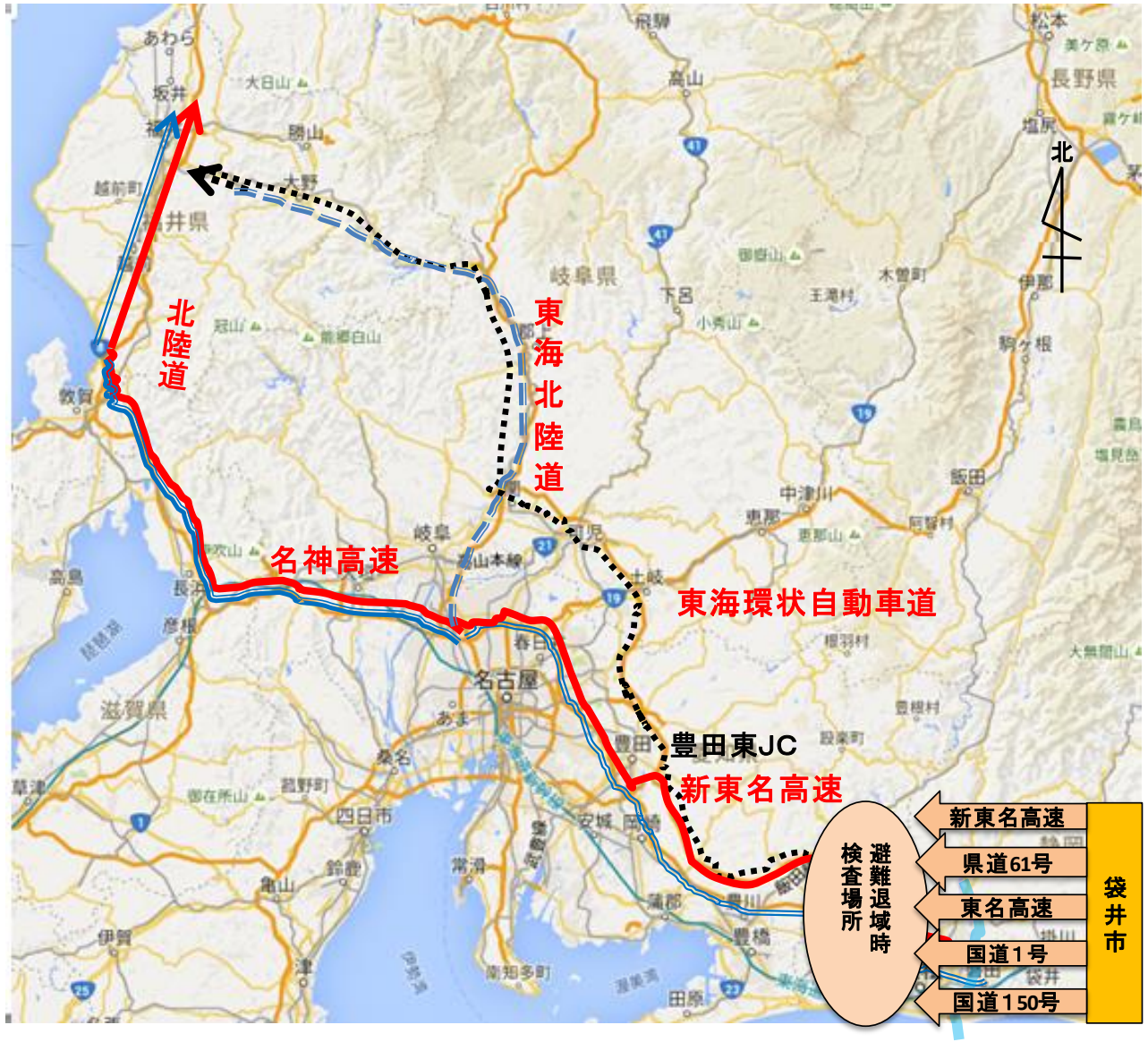

別図１　浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係

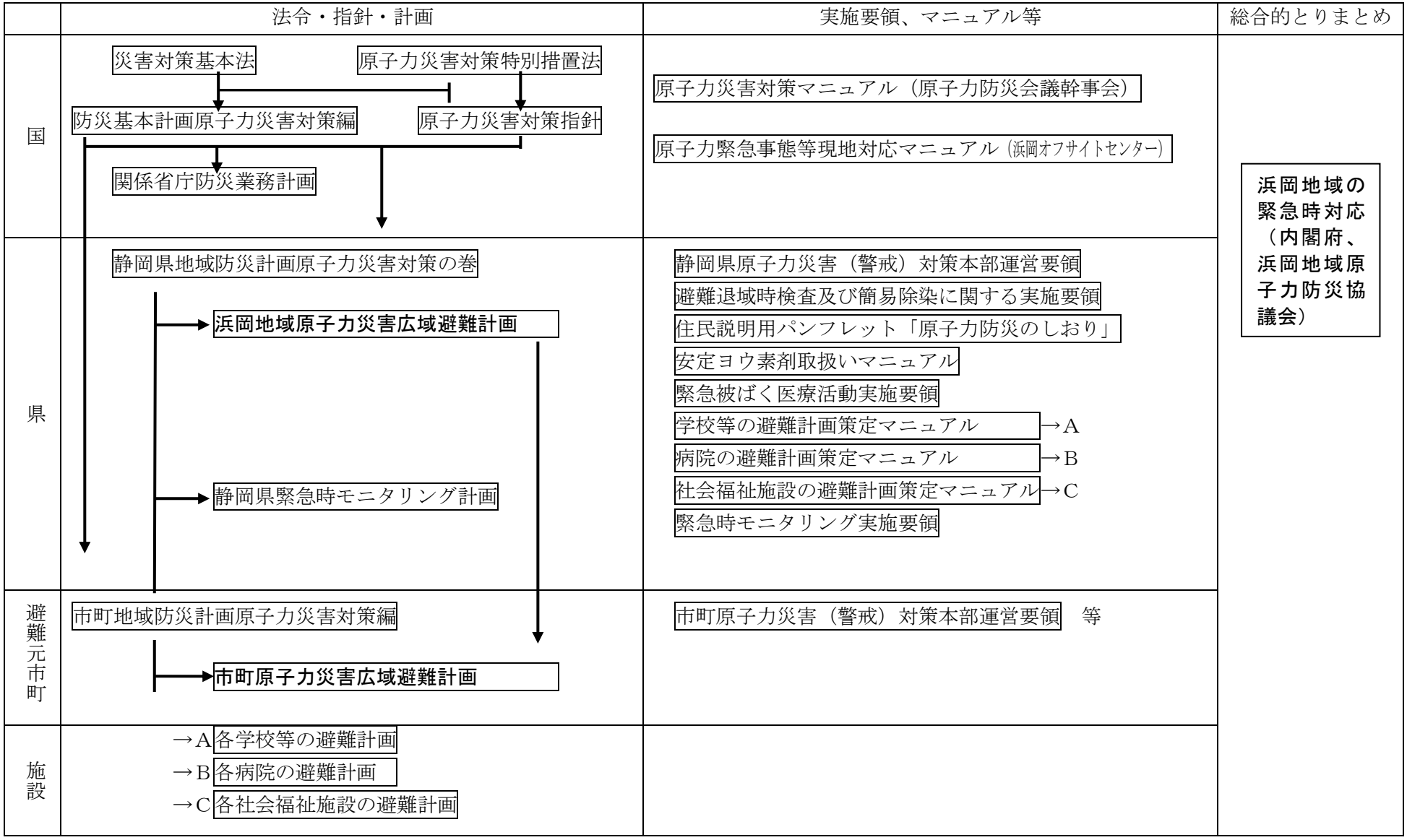

別図２　防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ

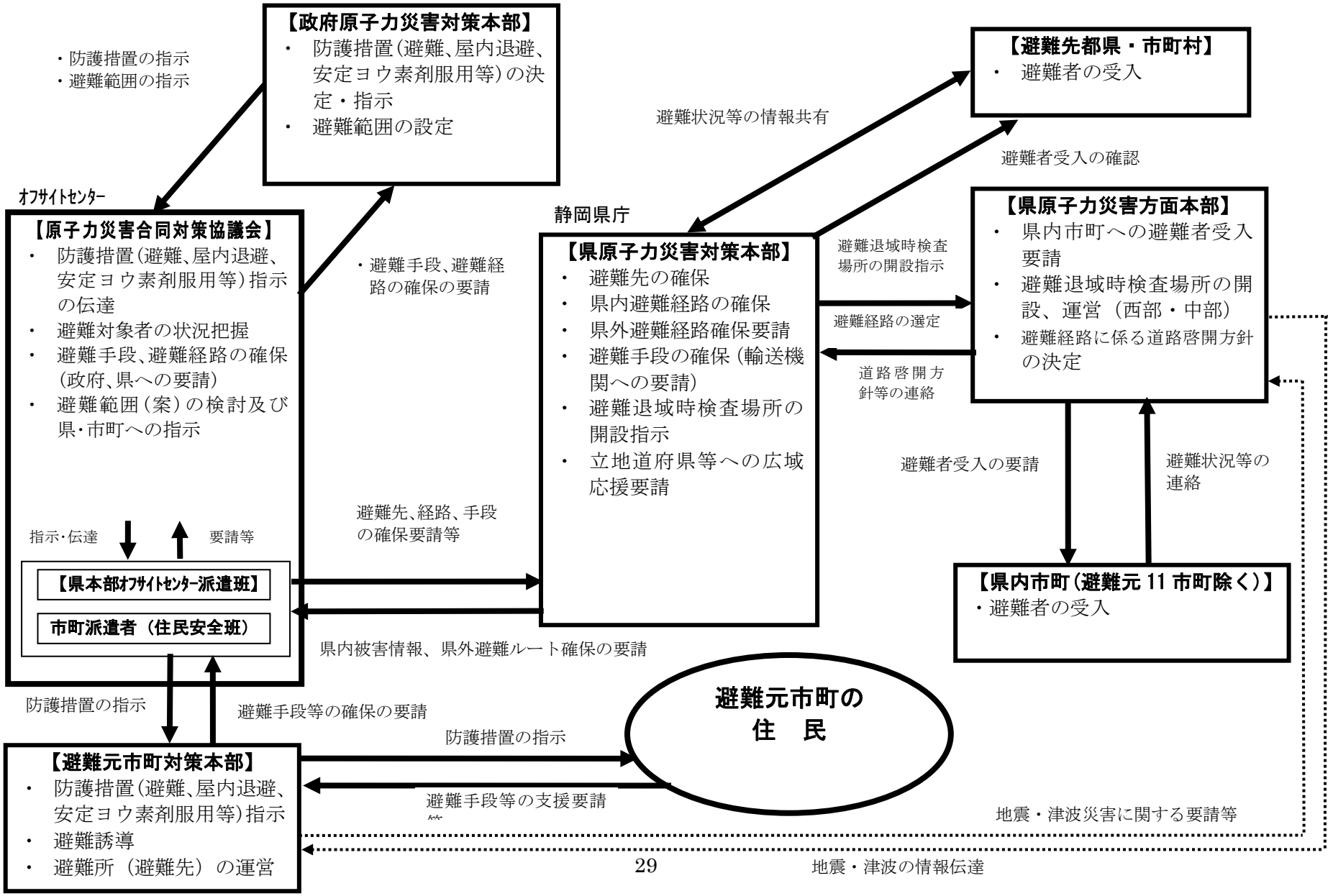

（参考）原子力災害対策指針における避難、一時移転、屋内退避の考え方

（避難、一時移転）

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

（屋内退避）

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

・ＰＡＺにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
・ＵＰＺにおいては、段階的な避難やＯＩＬに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
・ＵＰＺ外においては、ＵＰＺ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

（参考）原子力災害対策指針における防護措置（避難等を含む）実施のフロー例

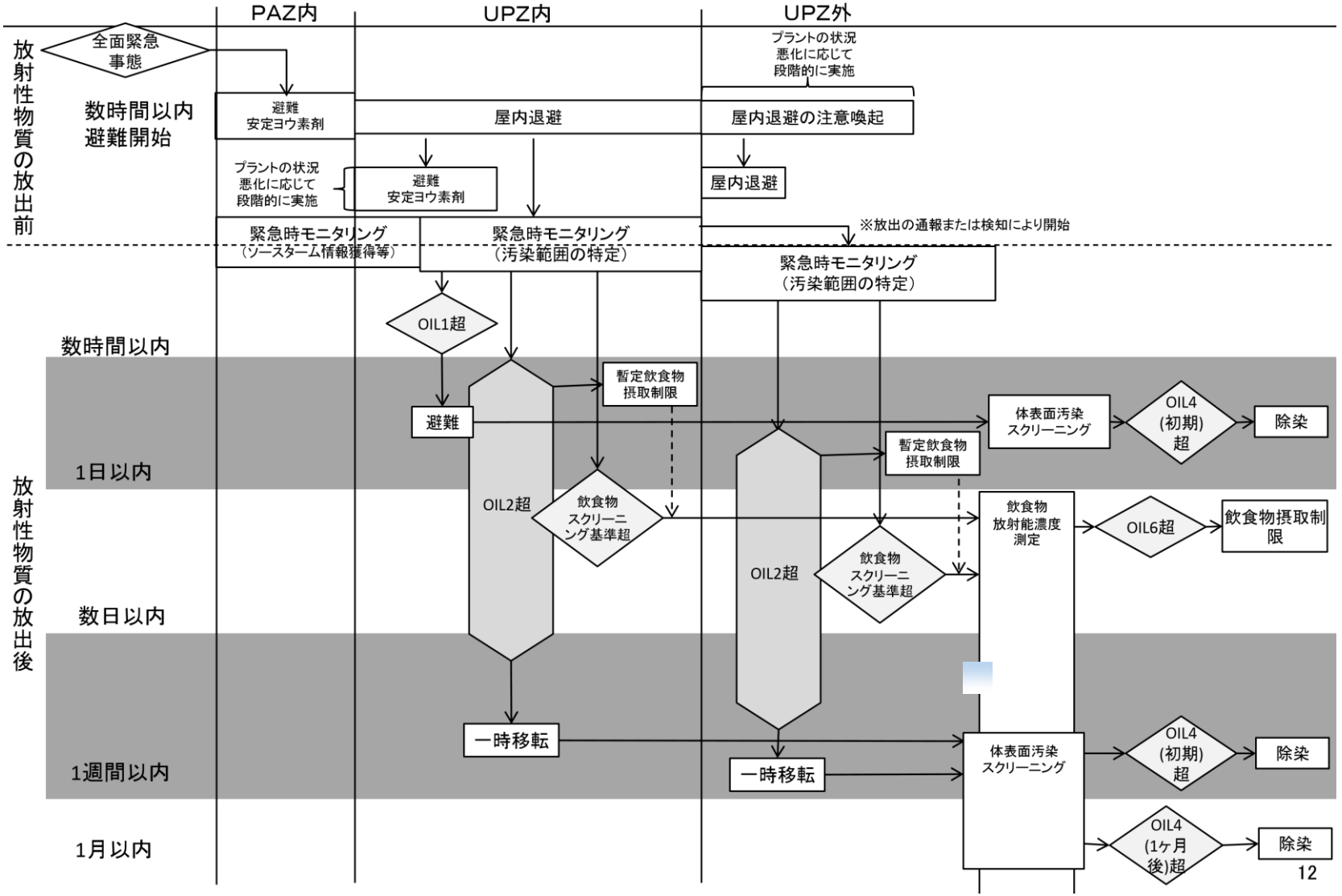

（参考）広報文例

【警戒事態】

袋井市原子力災害対策本部からお知らせします。
先ほど発生いたしました地震が、御前崎市内において、震度６を観測したことから、
浜岡原子力発電所が警戒事態となりました。
現在、警戒事態であり、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませんが、
市民の皆さんは、今後のお知らせに注意してください。

【施設敷地緊急事態】

袋井市原子力災害対策本部からお知らせします。
浜岡原子力発電所で発生した事故により、発電所内への電気の引き込みができなくなったという通報［原子力災害特別措置法 10 条］がありました。
現在、施設敷地緊急事態であり、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませんが、
市民の皆さんは、自宅など建物の中へすぐに避難できるよう準備してください。
観光客の皆さんは、ただちに帰宅してください。
引き続き、今後のお知らせに注意してください。

【全面緊急事態】

袋井市原子力災害対策本部からお知らせします。
浜岡原子力発電所で発生した事故により、内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言［原子力災害特別措置法 15 条]」が発表されました。
現在、全面緊急事態であり、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませんが、
市民の皆さんは、自宅など建物の中へ避難してください。
観光客の皆さんは、ただちに帰宅してください。
引き続き、今後のお知らせに注意してください。

【一時移転】

袋井市原子力災害対策本部からお知らせします。
浜岡原子力発電所で発生した事故により、20 マイクロシーベルトが検出された、
○○地区に避難指示を発令しました。
○○地区にお住まいの皆さんは、○○時から自家用車で指定された経路で避難退域時検査場所に寄り、△△県内の避難所へ向かってください。
自家用車による避難が困難な方は、地域の指定の一時集合場所に集まってください。
観光客の皆さんは、ただちに帰宅してください。
その他の地区の皆さんは、引き続き、今後のお知らせに注意し、次の指示が出るまで、自宅など建物の中に退避してください。

【避難】

袋井市原子力災害対策本部からお知らせします。 浜岡原子力発電所で発生した事故により、500 マイクロシーベルトが検出された、○○地区に避難指示を発令しました。 ○○地区にお住まいの皆さんは、○○時から自家用車で指定された経路で避難退域時検査場所に寄り、△△県内の避難所へ向かってください。 自家用車による避難が困難な方は、地域の指定の一時集合場所に集まってください。 観光客の皆さんは、ただちに帰宅してください。 その他の地区の皆さんは、引き続き、今後のお知らせに注意し、次の指示が出るまで、自宅など建物の中に退避してください。

※　静岡県がホームページに開設する「静岡県原子力ポータブル」では、浜岡原子力発電所の状況、空間線量率の測定値、避難指示等の範囲、避難先及び避難退域時検査場所の情報を確認することができる。メローねっとや同報無線のほか、静岡県原子力ポータブルによる情報把握の周知を図る
（https://shizuokA.secure.force.com/shizuokAndp/）

参考資料（要配慮者施設一覧）

医療施設

名称	住所	電話番号
聖隷袋井市民病院	袋井市久能 2515-1	41-2777
袋井みつかわ病院	袋井市友永 1111	49-2211

通所介護（デイサービス）

名称	住所	電話番号
デイサービス紫陽花	袋井市湊 102	31-2561
浅羽デイサービスセンター	袋井市浅羽 4140	23-0303
すこやかデイサービス歩み	袋井市愛野東 1-8-13	45-1926
い～な浅羽デイサービスセンター	袋井市浅名 733-7	30-0117
ツクイ袋井	袋井市堀越 1-3-19	45-1733
ディアコニア・デイサービス	袋井市山崎 5902-167	23-0380
デイサービスセンター袋井　ふれあい荘	袋井市久能 1248-1	45-3003
デイサービスビーフィット袋井	袋井市下山梨 2006－5	30-1500
ニチイケアセンター袋井	袋井市新屋 3-1-21	41-2381
袋井デイサービスセンターきらり	袋井市広岡 1463-6	45-1765
プラチナ・デイサービス袋井	袋井市高尾町 5-22 袋井ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ 3 階	45-1165
紅紫萩デイサービスセンター	袋井市高尾 1468	43-0124
萬松の里可睡門前デイサービスセンター	袋井市久能 2891	43-0230
萬松の里デイサービスセンター	袋井市久能 2914-4	48-6885
明和苑デイサービスセンター	袋井市宇刈 850-1	49-1555
明和からす森デイサービスセンター	袋井市広岡 3266-1	42-2226
ラクラス可睡の杜	袋井市可睡の杜 51-7	30-1300
デイサービスまなまな	袋井市青木町 6-1	30-6352
ユアーサポートこころふくろい	袋井市豊沢 1289-4	84-6678
SIN太田デイサービスセンター	袋井市太田 50-1	41-0010
ケアステーションあさひ袋井	袋井市堀越 707-5	44-0700
温泉デイトレーニングセンター和の湯	袋井市諸井 2050-3	30-4126
明和ふかみの里デイサービスセンター	袋井市深見 1764	31-3788
レッツリハビリデイサービスセンター袋井	袋井市久能 1985-1	31-2760
デイサービスみどり	袋井市見取字上幕ヶ谷 1683-7	48-5300

通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーション　デイケア　オンフルール	袋井市高尾 1439-3	45-0080
袋井ケアセンター	袋井市萱間 933-1	49-4911
袋井みつかわ病院　通所リハビリテーション	袋井市友永 1111	49-2211

小早川リウマチクリニック	袋井市久能 1969	43-1550

短期入所生活介護（ショートステイ・療養介護）

紫雲の園	袋井市浅名 1577-1	23-4710
ディアコニア・ショートステイ	袋井市山崎 5902-167	23-0380
ナーシングホーム　オンフルール	袋井市高尾 1439-3	45-0080
萩の花ショートステイ	袋井市高尾 1439-1	45-3007
萬松の里ショートステイ	袋井市久能 2914-4	48-5111
明和苑ショートステイ	袋井市宇刈 850-1	49-1555
袋井ゆうあいの里ショートステイ	袋井市小山 1410-1	45-2311

特定施設入居者生活介護

ラクラス可睡の杜レジデンス	袋井市可睡の杜 51-7	30-1300
ビスポーク袋井みかど	袋井市三門町 5－5	43-6126

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

愛の家グループホーム袋井	袋井市堀越 2-14-1	44-7208
グループホーム紅葉の家	袋井市萱間 944-1	49-4949
グループホーム宝寿	袋井市浅羽 64-6	23-0281
グループホーム袋井やすらぎの家	袋井市木原 439-6	44-6500
グループホーム松葉の家	袋井市大野 2730-4	30-0777
布衣乃郷	袋井市堀越 694-1	44-8111
グループホームひなた	袋井市浅羽 84-9	24-7370

地域密着型通所介護

サポートハウス　こころ	袋井市豊沢 1292-12	31-8686
デイサービス・グリーン	袋井市下山梨 1-13-11	49-3358
デイサービスあかり	袋井市久能 1009-1	45-3089
はまかぜデイサービスセンター	袋井市大野 2730-4	30-0777

認知症対応型通所介護（デイサービス）

愛の家グループホーム袋井	袋井市堀越 2-14-1	44-7208

小規模多機能型居宅介護

ひなた	袋井市浅羽 84-7	24-0390
共生の家	袋井市愛野南 4-9-16	30-7526

看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護とうか	袋井市久能 2516-2	45-3388

特別養護老人ホーム

特別養護老人ホーム　紫雲の園	袋井市浅名 1577-1	23-4710
特別養護老人ホーム　ディアコニア	袋井市山崎 5902-167	23-0380
特別養護老人ホーム　萩の花	袋井市高尾 1439-1	45-3007
特別養護老人ホーム　萬松の里	袋井市久能 2914-4	48-5111
特別養護老人ホーム　明和苑	袋井市宇刈 850-1	49-1555
特別養護老人ホーム　袋井ゆうあいの里	袋井市小山 1410-1	45-2311

介護老人保健施設

ナーシングホーム　オンフルール	袋井市高尾 1439-3	45-0080
袋井ケアセンター	袋井市萱間 933-1	49-4911

介護医療院

袋井みつかわ病院	袋井市友永 1111	49-2211

生活介護

袋井学園	袋井市広岡 4296	42-3228
あきは寮	袋井市横井 233	38-2080
あきは寮あゆみの家分場	袋井市堀越 862-2	42-0728
風の森	袋井市村松 1457-4	44-8877
風の街	袋井市堀越 3-18-8	67-8310
ケアハウスやくわり	袋井市大野 391	30-2220
ワークスつばさ	袋井市泉町 2-10-5	43-0619
風里	袋井市高尾 1559-54	24-7744

就労移行支援・就労継続支援A型・B 型

すずらん共同作業所	袋井市久能 2497-17	44-2346
可睡すずらん共同作業所	袋井市久能 2497-5	44-5552
なごみかぜ工房	袋井市小山 984	45-2771
NAGOMI カフェ	袋井市堀越 3-18-8	67-8312
ワークショップやくわり	袋井市大野 391	30-2220
はたらき	袋井市久能 2497-16	86-5221
いぶき	袋井市山崎 5914-1272	23-0880
すこやかワーク	袋井市旭町 2-10-5	86-4596
うぃず	袋井市浅羽 213-1	86-3737
ワークスつばさ	袋井市泉町 2-10-5	43-0619
学び舎　あいまいもこ	袋井市久能 2497-12	44-2244
すこやかワーク山梨	袋井市下山梨 2-10-36	32-7246
すみれの丘	袋井市栄町 13-22	74-7324
ひだまり	袋井市大門 14-12	88-9220

つなぐ	袋井市西同笠 1748-2	23-8600
ファミール	袋井市中 802-2	86-3390
うるおいCAFE袋井	袋井市高尾町 12-11	42-2750
あんぶれら	袋井市小山 1359-1	44-2223

地域生活支援

ふう	袋井市堀越 862-2	44-0022

障害者支援施設（入所・短期入所）

袋井学園	袋井市広岡 4296	42-3228
あきは寮	袋井市横井 233	38-2080

共同生活援助

オランチ	袋井市泉町 2-10-13 ほか	42-3228
はなきりん	袋井市小山 239-1	24-8610
風の駅壱番館	袋井市田町 1-4-12	86-5338
あぽろん	袋井市久能 2672-16	30-6376
グループホームからし種	袋井市川井 961-4	43-6086
ソーシャルインクルーホーム袋井深見	袋井市深見 433	49-2751
ソーシャルインクルーホーム袋井久能	袋井市久能 1742-1	43-0160
あわもり	袋井市旭町 2-5-14	24-8665

放課後児童クラブ・放課後等デイサービス

つばめの家	袋井市浅羽 1322	-
そよかぜ	袋井市愛野 2961	-
はるかぜ	袋井市久能 2370-1	-
子どもハウスULU浅羽	袋井市浅羽 1341-16	23-1517
ひまわり　袋井浅羽校	袋井市浅羽 1402-5	23-3511
ひまわり　袋井南中前校	袋井市大門 20-6	74-2121
ひまわり　袋井駅前校	袋井市高尾 14-2	74-2020
ひまわり　袋井山梨校	袋井市下山梨 1-14-11	74-7711
ひまわり　袋井中央校	袋井市葵町 2-1-8	74-8111
アソベル久能	袋井市川井 979	86-6625
アソベルあさひ町	袋井市旭町 1-7-3 北棟	0120-82-8839
アソベル袋井	袋井市旭町 1-10-20	31-8775
アソベル袋井駅前	袋井市三門町 2－31F	090-7913-2295
サンスマイル袋井駅前教室	袋井市高尾町 26-22 階	31-2358
りんごの木	袋井市愛野東 1-16-7	080-1907-5801
Granny 袋井	袋井市諸井 2011-9	31-3133
すこやか旭	袋井市旭町 2-10-5	86-4596

すこやか山梨	袋井市下山梨 2-10-30	31-3624
すこやか国本	袋井市国本 2463-5	42-3252
「きらり」袋井校	袋井市方丈 3-2-3	86-6462
こぱんはうすさくら袋井川井教室	袋井市川井 953-6	86-5951
EAC袋井	袋井市松原 1324-1	23-2160

児童養護施設

まきばの家	袋井市山崎 5902-169	23-0770

自立援助ホーム

こどもの家	袋井市山崎 5902-167	23-4119

養護老人ホーム

可睡寮	袋井市久能 2995-2	42-2493

軽費老人ホーム

ケアハウス紅紫萩	袋井市高尾 1468	43-0041

小中学校

袋井東小学校	袋井市広岡 2317-1	42-2345
袋井西小学校	袋井市川井 442	42-3009
袋井南小学校	袋井市高尾 740	42-2185
袋井北小学校	袋井市久能 1580	42-3024
今井小学校	袋井市太田 692	42-2950
三川小学校	袋井市友永 38	48-6197
笠原小学校	袋井市山崎 4822	23-4004
山名小学校	袋井市春岡 684	48-6295
高南小学校	袋井市上田町 306-2	43-4593
浅羽南小学校	袋井市西同笠 148	23-2004
浅羽北小学校	袋井市浅羽 1322	23-3006
浅羽東小学校	袋井市浅羽 2800	23-6669
袋井中学校	袋井市川井 701	42-4155
周南中学校	袋井市下山梨 1-1-1	48-6239
袋井南中学校	袋井市愛野 3110	42-3161
浅羽中学校	袋井市浅名 822	23-3149

市立幼稚園・認定こども園

袋井東幼稚園	袋井市国本 2288	42-4091
袋井西幼稚園	袋井市川井 568-1	42-7647
田原幼稚園	袋井市新池 190-1	42-2918
若草こども園	袋井市堀越 766-1	42-2027

今井幼稚園	袋井市太田 723-1	42-2951
三川幼稚園	袋井市友永 113-1	48-6429
山梨こども園	袋井市春岡 1-8-7	48-6145
若葉こども園	袋井市久能 1310	41-1717
浅羽東こども園	袋井市浅羽 2617-1	23-3033
浅羽西幼稚園	袋井市長溝 873-1	23-3043
浅羽南幼稚園	袋井市松原 1793	23-2009
浅羽北幼稚園	袋井市浅名 41	30-0800
笠原こども園	袋井市山崎 5093-13	23-4121

私立幼稚園・認定こども園

山名幼稚園	袋井市三門町 8-1	42-3312
愛野こども園	袋井市愛野南 2-2-3	44-7800
袋井ハローこども園	袋井市下山梨 559-1	49-3399
ルンビニこども園	袋井市諸井 1056-2	23-4833
ルンビニひかり園	袋井市浅羽 1248	23-0670
ルンビニあゆみ園	袋井市高尾 1777-1	24-7600
子育てセンターにじいろ	袋井市上田町 267-31	67-8822

認可保育施設

明和第一保育園	袋井市上山梨 831-3	49-0571
明和第二保育園	袋井市川井 963-8	43-8488
めいわ可睡保育園	袋井市久能 2991-1	43-5886
たんぽぽ保育園	袋井市愛野東 2-6-4	42-9543
あさば保育園	袋井市松原 1803-3	23-2388
袋井あそび保育園	袋井市久能 1313	43-3535
たんぽぽ第二保育園	袋井市広岡 1115-10	86-5293
どんぐり保育園	袋井市旭町 2-13-5	44-2277
どんぐり保育園ベビー	袋井市高尾町 15-4	45-0800
めいわ月見保育園	袋井市上山梨 6-6-1	30-7771
MOE 保育園てんじん園	袋井市天神町 3-2-6	43-1813
のびやか MIRAI 保育園	袋井市徳光 36-1	31-8338
すまいる保育園	袋井市上山梨 1583-2	48-6635
こどもサポートかみふうせん	袋井市方丈 2-5-10	44-4530
明和保育園　オハナ	袋井市泉町 2-10-16	31-3770
ハローきっず	袋井市下山梨 1-13-18	77-8620
ルンビニ保育室　花びら	袋井市浅羽 2275-1	31-3730
袋井のびやか保育園	袋井市堀越 3-1-3	86-6020
MOE 保育園やまなし園	袋井市上山梨 3-5-1	48-8854
ひよこ幼児園	袋井市小山 196-5	42-4390

小規模保育所風かおる	袋井市方丈 4-1-21	24-8138
ユニキッズ堀越保育園	袋井市堀越 1130-5	31-3773
ももいろ保育園	袋井市浅羽 3419-19	31-5996
スクルドエンジェル保育園三門園	袋井市三門町 5-2	88-8554
愛野みらい保育園	袋井市愛野南 3-6-7	45-0300
堀越こもれび保育園	袋井市堀越 2-17-1	88-8573
ユニキッズ堀越第二保育園	袋井市堀越 1169-5	31-6540
ふくろい駅前キラット保育園	袋井市高尾町 26-1 浅羽ビル1階	31-2911

認可外保育施設

ひだまり保育園	袋井市月見町 6-1	48-7112
愛ノ宮保育園	袋井市愛野東 1-6-4	31-3322
ふくろうのもり	袋井市久能 2370-1 101 号室	84-9002
はまゆう保育園	袋井市豊沢 2228-1	44-3310
Continho da Tia Myah	袋井市中 632-2	-
ヤクルト遠州東センター保育所	袋井市岡崎 3339-2	23-1535
ヤクルト袋井中央センター保育所	袋井市堀越 5-20-13	42-8520
SBS マイホームセンター袋井展示場　託児ルーム	袋井市下山梨 1961-1	86-4003
PRIMEIROS PASSOS CENTRO EDUCATIONAL INFANTIL（プリメイロスパソス）	袋井市湊 73-1	090-8076-5182

放課後児童クラブ

わくわくクラブ	袋井市広岡 2317-1	090-3302-7389
あすなろクラブ	袋井市川井 442	43-8228
あおぞらくらぶ第1	袋井市川井 550-3	44-0030
あおぞらくらぶ第2	袋井市川井 550-3	44-0030
みなみすくすくクラブ	袋井市高尾 743-1	43-0820
みなみげんきクラブ	袋井市愛野 2961	43-5331
ユニキッズ南学童クラブ	袋井市高尾 740	080-7593-3609
のびのび北クラブ	袋井市久能 1508-1	44-2210
のびのび西クラブ	袋井市堀越 5-18-2	43-1886
のびのび南第1クラブ	袋井市久能 1227-10	44-5538
のびのび南第2クラブ	袋井市久能 1227-10	090-6358-6100
ユニキッズ北学童クラブ	袋井市久能 1580	080-7593-3565
なかよしクラブ	袋井市太田 692	090-5862-4894
スマイルクラブ	袋井市友永 38	090-9024-8944

笠原っ子クラブ	袋井市山崎 5093-13	090-9024-8967
やまなっ子ラッキークラブ	袋井市春岡 684	090-3449-1095
やまなっ子クローバークラブ	袋井市春岡 684	080-2633-4334
やまなっ子ハッピークラブ	袋井市春岡 1-8-2	090-2348-8426
やまなっ子ドリームクラブ	袋井市春岡 1-8-2	080-5817-4400
やまなっ子あいいろクラブ	袋井市春岡 684	090-1559-2090
花咲く高南っ子クラブ	袋井市上田町 306-2	090-7916-3810
こうなんキッズクラブ	袋井市上田町 306-2	090-7005-4919
みなみっこクラブ	袋井市西同笠 148	090-3251-5251
なかよしげんきクラブ	袋井市浅羽 1322	090-3259-8266
東っ子クラブ	袋井市浅羽 2800	090-3259-8523
土曜日クラブ	袋井市高尾 743-1	090-5604-1144

子育て支援センター

中央子育て支援センター「カンガルーのぽっけ」	袋井市高尾町 5-22	45-0085
親子交流広場	袋井市浅名 1027	30-4520
めいわ可睡子育て支援センター	袋井市久能 2991-1	43-5899
袋井ハローこども園子育て支援センター	袋井市下山梨 559-1	49-3398
たんぽぽ保育園子育て支援センター「チューリップ」	袋井市愛野東 2-1-11	43-1865
ルンビニひかり園子育て支援センター「すくすく」	袋井市浅羽 1248	23-0370
子育てセンターにじいろ子育て支援センター「にじいろ」	袋井市上田町 267-31	67-8822
あさば保育園子育て支援センター「あさばみなみ」	袋井市西同笠 113	30-4121

児童館

笠原児童館	袋井市岡崎 529-1	23-2361